性犯罪・性暴力被害者支援体制構築の推進等業務委託　企画提案募集要領

１　事業目的

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（以下「支援センター」という。）と救命救急センター等との連携協力体制構築を推進するとともに、支援センター等の相談窓口の広報啓発業務を委託する。

また、性暴力被害者の医療費等公費負担制度、精神的被害に係る医療費等公費負担制度及び法律相談費用公費負担制度に係る請求の受理、審査及び支払事務を委託する。

２　業務内容

別添「性犯罪・性暴力被害者支援体制構築の推進等業務委託　仕様書」のとおり

３　委託期間

令和８年４月１日（水）から令和９年３月31日（水）まで

４　委託金額限度額

6,885,859円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の２の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の３第３号に該当する場合は、全額又は一部を免除する。

５　応募資格

次の要件を全て満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　募集を開始した日から選定の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3)　募集を開始した日から選定の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(4)　愛知県内に本社、支店又は営業所を有していること。

(5)　企画提案書提出期限の時点において、物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)の以下の分類に登録されている者であること。

業　　務（大分類）	役務の提供等
営業種目（中分類）	その他の業務委託等
取扱内容（小分類）	その他

(6)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(7)　入札参加を希望する者との間に資本面・人事面で関係がない者であること。

６　応募方法

(1)　提出書類

ア 企画提案応募申込書（様式１）　１部

イ 企画提案書　10 部

Ａ４縦型、横書き、左綴じ（Ａ３版を使用する場合は、Z 折りにすること。）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式２）及び添付書類　１部

(2)　企画提案書作成にあたっての留意事項

提案内容については、以下の事項について網羅されていること。網羅されていない場合、原則として応募を受け付けない。

ア　本業務に対する取組方針、アピール点（※）

※類似事業の実績、性犯罪・性暴力被害者支援に関する知識等

イ　業務内容

（ア）性犯罪・性暴力被害者支援体制の構築

①ワンストップ支援センターと救命救急センター等と連携した業務の実施方法

②連携会議の開催内容、方法

（イ）救命救急センター等への SANE の配置促進

SANE の配置促進の方法

（ウ）広報啓発業務

広報啓発の実施内容、方法

（エ）「医療費等公費負担制度」「精神的被害に係る医療費等公費負担制度」及び「法律相談費用公費負担制度」に係る請求の受理、審査及び支払業務

審査方法、個人情報の取扱い

ウ　事業実施スケジュール

エ　事業に係る従事者数、役割分担

オ　経費積算内訳書

(3)　提出方法

直接持参すること。

(4)　提出先

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ

名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

(5)　提出期限

令和８年３月 19 日（木）午後４時まで（必着）

７　応募に関する問い合わせ

企画提案書作成及び業務委託内容に関する質問事項については、電子メールにより、令和８年３月 13 日（金）午後５時まで受け付ける。県民安全課アドレス宛てに、件名を「性犯罪・性暴力被害者支援体制構築の推進等業務委託に関する質問事項」として送信すること。

受け付けた質問は、個別に回答するほか、集約した質問事項の回答を、できる限り速やかに Web ページに掲載する予定である。

８　選定等

(1) 選定方法

ア　提出された企画提案について、県が設置する選定委員会において書面審査を行い、最優秀企画提案を１件選定する。

　ただし、企画提案が４件以上の場合は、一次選定を実施し、点数が高い上位３件について書面審査を行う二段方式とする。

イ　選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問い合わせには応じないこととする。

(2) 選定結果

　選定結果については、全提案者に対して書面により通知する。

(3) 契約

　選定委員会において選定された者と委託業務内容及び委託金額について協議の上、委託契約を締結する。

９　スケジュール（予定）

令和８年

2月 27 日(金)	募集開始(県 Web ページ掲載)
3月 19 日(木)	企画提案書提出期限
3月下旬	選定(書類)、委託先決定
4月1日(水)	契約締結

10　その他留意事項

(1) 企画提案の内容は、企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できる限り具体的で、かつ確実に実施できるものであること。

(2) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画提案は、１事業者１案とする。

(4) 企画提案書提出後の内容変更は、原則不可とする。

(5) 企画提案書は返却しない。また、行政文書開示請求があった場合については、以下のとおりとする。

ア　採用となった企画提案書は、原則開示する。

イ　不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。

(6) 事業の実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議の上、変更することがある。

(7) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て愛知県に帰属するものとする。また、納品された版下の使用権は、愛知県に帰属する。

(8) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。

(9) 本契約は、令和８年２月定例議会における当該業務に係る予算成立を条件とする。なお、愛知県議会における予算成立までに当該業務に係る予算額が変動した場合は、当該業務内容の変更について協議調整を行った上、契約交渉を行うものとする。

11　問合せ先

愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ

電　　　話　052-954-6176（ダイヤルイン）

ファックス　052-954-6910

電子メール　kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp